

V 学校防災

学校防災計画

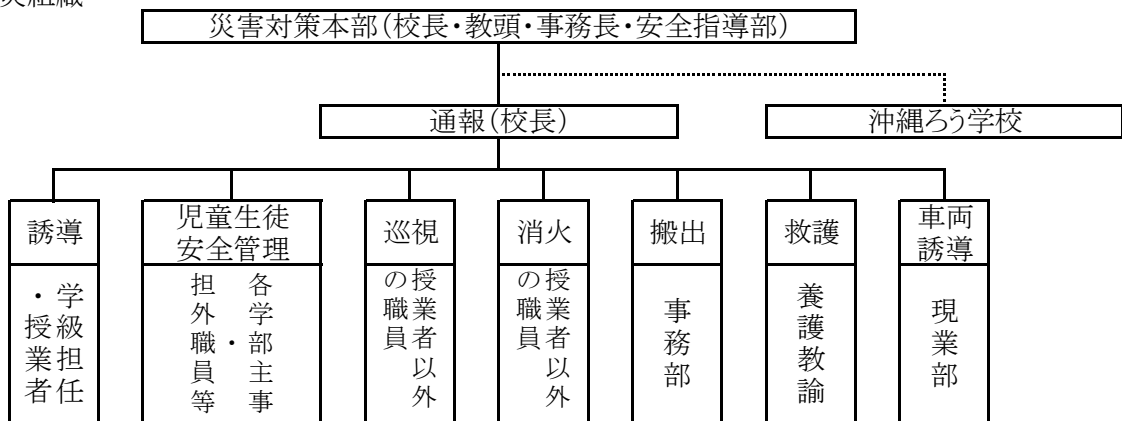
1 目的

消防法並びに県立学校管理規則第6条2項に基づき、学校防災規定を作成し、火災および風水害、地震等の天災や人災から児童・生徒並びに職員の生命および施設・設備等財産の保全を図ることを目的とする。

2 方針

- (1) 職員は防災器具研修を通し、防災についての認識を深め、災害発生に対応できるようにする。
- (2) 定期的に避難訓練を実施し、児童・生徒および職員が災害発生に対応できるようにする。
- (3) 毎月1回の安全点検日を設定し、教室および体育館、遊具等の危険箇所等の点検を実施する。
- (4) 消防署および関係機関との連携をとり、災害発生時に適切な対応や行動ができるようにする。

3 防災組織



4 仕事内容

担当	仕事内容	常時の仕事内容
対策本部	避難方法の指示、各部署との連絡調整、指示	防災施設・設備等の点検
通報	119番、110番への通報。災害情報を把握し、本部と連携を図る。	通報箇所の表示、電話不通時の対応と対策、メガホン等の準備。
誘導	児童・生徒を安全な場所へ誘導し、学級担任へ引き継ぐ。	避難経路および避難場所の確認等。
児童生徒管理	避難場所での児童生徒の安全管理と本部への報告。	児童・生徒の二次災害の防止。
巡視	残留児童・生徒の確認と危険監視等。	防災対策が円滑にできる態勢作り。
消火	非常時の消火活動	消火器具および、施設、電気、ガス等の点
搬出	重要書類の搬出および保管。	持ち出し物の確認と表示。
救護	けが人の応急処置。	救急薬品の準備、病院との連絡提携。
車両誘導	消防車、救急車の誘導と誘導通路の確保	防災対策が円滑にできる態勢作り。
※初期消	火災第一発見者が最寄りの消火器を使って消火活動にあたるるとともに、近くの職員へ連絡をする。	

5 災害時本部体制

	災害の種類	災害対策本部長		
(1)	地震	※沖縄ろう学校校長		
(2)	津波			
(3)	火災 土砂	火災発生場所に依じて、以下のように災害本部長を定める。		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>体育館・厨房・運動場(共有施設)</td> <td>※沖縄ろう学校校長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設(各校単独施設)</td> <td>はなさき支援学校校長、沖縄ろう学校校長</td> </tr> </table>	体育館・厨房・運動場(共有施設)	※沖縄ろう学校校長
体育館・厨房・運動場(共有施設)	※沖縄ろう学校校長			
上記以外の施設(各校単独施設)	はなさき支援学校校長、沖縄ろう学校校長			
(4)	その他の災害	※沖縄ろう学校校長		

※地震、津波その他の災害時および、共有施設での火災や土砂災害発生時には、施設所有者の沖縄ろう学校を災害対策本部とし、部長は沖縄ろう学校校長がこれにあたる。